



2022年5月12日

各 位

会 社 名 リズム株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 田 博 美  
(コード番号 7769 東証プライム)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 山 崎 勝 彦  
(TEL 048-643-7241)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の当社第2期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規程を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規程(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、経営の透明性と健全性のさらなる向上とコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、現行定款第18条に定める監査等委員である取締役の員数4名以内について、5名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会	2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月22日(予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は 10 名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は 10 名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(附則)</p> <p>第3条 <u>変更前定款第 16 条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第 16 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第4条 <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p>第5条 <u>本附則の第3条から第5条までは、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>